

管網モデルに基づく
基幹管路整備工事（A地区）

特記仕様書

令和6年2月

浪江町役場 住宅水道課

1. 適用範囲

本特記仕様書は、浪江町（以下、「甲」という。）が発注する「管網モデルに基づく基幹管路整備工事（A 地区）」における配水管布設替工事についての特記仕様書である。

2. 業務の目的

浪江町水道事業は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により急増する復興事業及び老朽管更新、耐震化事業を計画とおりに実施し、安全・安心な水道水を供給することを目指している。この計画を実現するためには、これまで以上に効率的・効果的に水道整備事業を推進する必要がある。その手法として、本事業において、民間事業者が有する企画力・技術力を活用した設計・施工一括発注方式を採用することにより、事業期間の短縮、コスト削減、職員負担の軽減と地元企業の技術力向上に寄与することになる。

3. 事業対象

- (1) 事業名
管網モデルに基づく基幹管路整備工事（A 地区）
- (2) 発注方式
設計・施工一括発注方式
- (3) 事業箇所
浪江町大字立野 地内 外
- (4) 事業期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日
- (5) 概要
設計業務及び工事施工
配水管布設工 総管路延長距離 約 3.7 km
詳細は添付図を参照

4. 業務内容

- (1) 設計業務
 - ・概算数量設計業務を実施する。
 - ・設計業務担当者は、発注者の意図を理解し、意図に沿った設計業務を行う。
 - ・設計条件については、設計の着手前に監督員に確認し承諾を得る。
 - ・設計業務担当者は、道路・河川管理者等、甲が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は本業務を実施するため、関係官公庁等に

対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

・設計にあたっては、発注者が指示する以下の仕様書を順守する。

- ① 福島県共通仕様書【土木工事編ⅠⅡⅢ】
- ② 日本水道協会水道工事標準仕様書【土木工事編】
- ③ 福島県土木工事標準積算基準書
- ④ 福島県土木設計業務等共通仕様書
- ⑤ 福島県測量作業共通仕様書
- ⑥ 福島県建築・設備工事管理業務委託共通仕様書

・発注者が想定している設計以外の方法で経費節減や工期短縮が見込める施工方法の提案がある場合は、受注者は発注者と協議し、変更することができる。

(2) 工事施工

・工事施工担当者は給水管所有者、自治会及び工事路線近隣住民、隣接工事など、工事に関する関係機関との調整を行う。

・工事施工にあたっては、発注者が指示する以下の仕様書を順守する。

- ① 福島県共通仕様書【土木工事編ⅠⅡⅢ】
- ② 日本水道協会水道工事標準仕様書【土木工事編】
- ③ 福島県土木工事標準積算基準書
- ④ 福島県土木設計業務等共通仕様書
- ⑤ 福島県測量作業共通仕様書

5. 概算数量設計について

・本工事は、材料、管工、土工及び舗装工について、概算数量設計にて積算したものである。設計数量は、監督職員の承諾を得た数量にて確定するものとする。この変更設計数量を精算変更（実数）の対象とし、工事竣工後、精算変更を行うものとする。

・受注者は、工事着手前に監督職員と現場立会を行い、監督職員の指示及び提示された資料に基づき、工事の起点、終点（工事範囲）及び弁栓類等位置の確認をしなければならない。

・受注者は、前項により確認した起点、終点の測量を行い、試掘を実施する場合は、地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにしなければならない。

なお、調査にあたっては、必要に応じて当該施設管理者に立会いを求め、その結果は、記録写真、図面に整理すると共に、CAD及びPDFにて配管図、横断図、舗装展開図等（以下「詳細設計図」という。）を作成し、工事打合せ簿にて監督職員の

承諾を受けなければならない。

受注者は、監督職員が詳細設計図確認用の資料の提出を求めた場合は、監督職員に提出しなければならない。承諾された詳細設計図は、原則電子データにて監督職員に提出しなければならない。なお、CADのファイル形式は、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。

・受注者は、承諾を受けた詳細設計図の数量を施工計画に反映させ、施工計画書を提出し、これに基づき工事を実施しなければならない。

また、施工中に詳細設計を変更する必要がある場合は、その都度、協議するものとし、竣工図面に基づき算出した数量を変更設計数量とする。

・概算数量設計に係る精算変更以外の事由により発生した、その他設計変更とすべき事項については、精算変更とは別に、通常的设计変更と同様に取り扱う。ただし変更契約手続は、精算変更としてまとめて行うことができるものとする。

・図面作成費の変更は原則行なわないものとする。

・受注者は、発注者が行う調査等について、協力しなければならない。

6. 監督支援委託について

本工事は別途横浜ウォーターと契約している監督支援委託の対象工事である。

監督支援受託者（横浜ウォーター(株)）は監督員の補助業務を行う。そのため、業務において、補助業務を行う補助監督員（管理技術者、担当技術者および補助技術者）が監督員の補助として、設計業務および工事施工において、監理・監督・審査・確認・連絡・通知等を実施する場合がある。そのため、書類様式、処理フロー等は、監督員もしくは補助監督員に提出し、確認を行うものとする。なお、基本的に書類等の受付は補助監督員が行うものとする。

7. 業務の再委託について

・受注者は業務の全部を一括して、または「主たる部分」を第三者に再委託することはできない。なお、「主たる部分」とは、設計業務委託における総合的企画、業務委進行管理、手法の決定および技術的判断等をいう。

・「主たる部分」以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

例) 個別の企画の案、施工計画の計算・作図作業、設計計算作業、数量計算作業等

8. 関係提出書類

(1) 設計業務

・本設計業務の着手にあたって提出する書類は、次のとおりとする。

1) 着手届（契約締結後、15日（休日等を除く）以内）

2) 業務計画書（契約締結後10日（休日等を除く）以内）

設計業務計画書には次の事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 照査計画（照査技術者および報告書提出を含む）
- ⑦ 成果品の品質を確保するための計画
- ⑧ 成果品の内容、部数
- ⑨ 使用する主な図書及び基準
- ⑩ 連絡体制（緊急時を含む。）
- ⑪ 使用する主な機器
- ⑫ その他

②実施方針又は⑫その他には、個人情報取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

- 3) 管理技術者届（契約締結後 10 日（休日等を除く）以内）
- 4) その他 本特記仕様書 4（1）を遵守するものとする。

（2） 工事施工

- ・本工事施工業務の着手にあたって提出する書類は、次のとおりとする。
 - 1) 着工届（工事着手前）
 - 2) 工程表（工事着手前）
 - 3) 施工計画書（工事着手前）
 - 4) 主任技術者及び現場代理人届（工事着手前）
 - 5) その他 本特記仕様書 4（2）を遵守するものとする。

9. 成果品について

- ・受注者は、各工区、統一された成果品を納めるものとする。ただし、特殊な工法を使用する場合は必要に応じて発注者、受注者それぞれ協議すること。
- ・本工事は補助金の対象となりうる工事のため、補助の対象範囲については協議すること。

報告書 提出部数：2部（電子データ含む）

10. 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に

公表貸与、使用してはならない。

1 1. 建設副産物の処理方法

- ・下記の建設副産物は、下記の方法で処理するものとする。

記

建設副産物名	処理方法	(積算上の施設)	距離
As 殻	再資源化施設へ搬入	世紀東急工業 福島補材センター	12.3km
コンクリート殻	再資源化施設へ搬入	双葉住コン	12.2km
汚泥	再資源化施設へ搬入	(株)モンマ	12.6km
金属くず	再資源化施設へ搬入	(株)高良	23.1km
石綿・アスベストくず(非飛散性)	最終処分施設へ搬入	都築鋼産(株)	78.6km
土砂		特記なし	20.0km 以下

施設名称は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ここで明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を要しないが、設計変更の対象とはしない。受け入れ拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって変更協議の対象とする。特記なき副産物については変更協議の対象とし、受注者において施設を選定し、選定後に監督員と協議し決定するものとする。

1 2. 完納後の訂正

- ・成果品の完納後といえども内容の誤りや、不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補正・訂正を施すものとする。

1 3. 疑義

- ・本業務の実施にあたって、仕様書に明示なき事項その他疑義のある場合は、発注者、受注者の協議の上、発注者が決定し受注者はその指示に従うものとする。

1 4. 著作権

- ・本業務に基づき作成された成果品の権利は、発注者に帰属するものとする。
なお、成果品とは作成電子データも含むものとするが、受注者が従来、著作権を有しているもの及び、業務委託実施上利用するために独自に創作したシステム及び、プログラムは除くものとする。

1 5. 打合せ

- ・業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに打合せ簿を提出する。

1 6. その他の留意事項

- ・本特記仕様書中の承諾、協議、記録、またそれに付随する協議は全て書面により行うこととする。また、工事利害関係者(沿線地権者、住民を含む)との連絡協議は受注者が行い、別紙個人情報取扱特記事項に則り取扱うものとする。
- ・本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して決定する。